

常磐ポンプ場改修工事

工事設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 四日市市曙町地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
常磐ポンプ場	RC造	地上2階、地下2階	2,201.47	15項	改修

3. 工事種目 (○印のついたものを適用する)

建物名及び屋外	工	事	種	別	屋外
電灯設備					
動力設備	改修一式				
電気自動車用充電設備					
電熱設備					
雷保護設備					
受変電設備					
発電設備					
構内情報通信網設備					
構内交換設備					
情報表示設備					
映像・音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備					
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
火災報知設備	改修一式				
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
テレビ電波障害除去工事					
建築工事					
機械設備工事					

4. 指定部分 ○ 無 ・ 有 対象部分 () 指定部分工期 平成 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官制制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものによる。
 - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事情) (平成28年版) (以下、「標準仕様書」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事情) (平成28年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準 (電気設備工事情) (平成28年版) (以下、「標準」という。)

2. 特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
----	------

1 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 <ul style="list-style-type: none">風圧力風速 (V₁₀=34m/s)地表組成区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)積雪荷重積雪積雪量 (0.3m)
--------	---

2 環境への配慮

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びステレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
- ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
- ③ 接着剤は、可塑剤 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

- ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
- ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
- ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

(3) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (平成27年2月閣議決定)」による。

項目	特記事項
----	------

- ③ 材料・機材の品質等
 - (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
 - (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
 - ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ③ 安定的な供給が可能であること。
 - ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

機材名称	
電気工器具 (防塵防湿器具及び防炎用器具を除く)	高圧送電コンデンサ
LED照明器具 (一般室内に限る)	高圧送電ヒューズ
照明制御装置	高圧負荷開閉器
可変速電動機用インバータ装置	高圧変圧器 (特定機種)
分電盤	交流無停電電源装置
制御盤	太陽電池蓄電装置 (V ₂ 分圧及び系統連係保護装置)
キュービクル式配電盤	監視カメラ装置
高圧スイッチギア (CWP形、PW形)	中央監視制御装置 (監視制御装置)
高圧交流遮断器	

4 電圧周波数 ・ 50Hz ○ 60Hz

5 電気工作物の種類

- 事業用電気工作物
- 一般用電気工作物
- 電気保安技術者要

6 電気工率

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一級電気工率により施工を行うものとする。

7 工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。
構内につくることが ○ できる ・ できない

8 足場その他

- 別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。
- ・ 本工事で設置とする。(改修標準仕様書 第1章 2.2.2によるほか下記による。)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
 - ・ 内部足場の種別 (種)
 - ・ 外部足場の種別 (種)

9 仮設備工事

仮設備期間 (・ 図示 ・)
仮電源等 (・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・)

10 養生

養生範囲 (・ ・)
養生方法 (・ ・)

11 施工調査

事前調査 ・ 本工事
調査項目 ・ 既存資料調査
調査範囲 ・ 図示
調査方法 ・ 図示
・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に定式記録簿調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
・ 石砕含有分析調査 (定性分析により石砕が含有されている場合は、定量分析を実施する。)

12 非破壊検査等

構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による確認の調査を行い、監督職員に報告書を出す。なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上/箇所とする。

13 穿孔作業

既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付置装置等を使用する。

14 耐震安全性の分類と耐震施工

(1) 「官庁施設の総合耐震計画基準 (平成19年12月5日国土交通省大臣官庁官制制定)」による耐震安全性の分類は下記による。

構造体 ・ Ⅰ類 ・ Ⅱ類 ・ Ⅲ類
建築非構造部材 ・ A類 ・ B類
建築設備 ・ 甲類 ○ 乙類

(2) 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備設置設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。)

1) 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用水平地震度を乗じたものとする。
なお特記なき場合、設計用水平地震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

※水槽類には、オイルタンク等を含むものとする。
上層階とは、2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。
中間階とは、地階、1階を除く各階で上層階に該当しないものとする。

重要機器
・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置

2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同様に働くものとする。

項目	特記事項
----	------

- 15 建設発生土の処理
 - ・ 構外搬出適切処理とする。
 - ・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
- 16 電線敷敷、管路等
 - 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承認を受けて変更しても差し支えない。
また、機械室等の床埋配管は上面土 戸管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。

17 金属製電線管の塗装・仕上げ

下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。
・ 屋外 (内外両面清漆塗布メッキ仕上げ箇所: 全て 塗装箇所: 屋上を除くすべての箇所)
○ 屋内 (内外両面清漆塗布メッキ仕上げ箇所: 地階、ピット階)
(塗装箇所: ピット階、EPSを除くすべての箇所)

18 フラッシュプレート

図面に特記なき場合は、○ 金属製 (ステンレス、新金属も含む) ・ 樹脂製 とする。

19 電 線 類

EM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。

20 二重床内器具

二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。
また、用途に応じ色分けすること。

21 インバータ装置の規約効率

三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率 (%)	88.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考 (1) 規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS G 4212「高効率低圧三相可変速電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

22 高効率等電動機等の配線用遮断器等の選定

高効率等電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等												
電動機	定格出力 [kW]	定格電流 [A]	配線用遮断器等 [A]			電圧計			コイル回路		コイル容量 [μF]	
			入力側	出力側	入力側	出力側	接続する電線の最小太さ [mm ²]	IV	長さ3m以下	50Hz		60Hz
0.2	1.8	15	—	—	15	3	2.0	2.0	2.0	15	10	
0.4	3.2	15	—	—	15	5	2.0	2.0	2.0	20	15	
0.75	4.8	15	—	—	15	5	2.0	2.0	2.0	30	20	
1.5	8	30	—	—	15	10	2.0	2.0	2.0	40	30	
2.2	11.1	40	—	—	20	10	2.0	2.0	2.0	50	40	
3.7	17.4	75	—	—	30	20	2.0	2.0	2.0	75	50	
5.5	26	100	60	50	30	3.5	5.5	2.0	100	75		
7.5	34	125	75	60	50	3.5	5.5	2.0	150	100		
11	48	125	125	75	60	8.0	14	2.0	200	150		
15	65	125	150	125	60	8.0	14	2.0	250	200		
18.5	79	150	175	125	100	14	22	3.5	300	250		
22	83	175	200	150	100	14	22	3.5	400	300		
30	124	250	300	200	150	14	22	5.5	500	400		
37	152	300	350	225	200	14	22	8.0	600	500		
45	190	400	450	200	200							
55	228	450	500	250	250							

400V三相誘導電動機回路の器具容量等												
電動機	定格出力 [kW]	定格電流 [A]	配線用遮断器等 [A]			電圧計			コイル回路		コイル容量 [μF]	
			入力側	出力側	入力側	出力側	接続する電線の最小太さ [mm ²]	IV	長さ3m以下	50Hz		60Hz
0.2	0.9	15	—	—	—	3	2.0	2.0	2.0	5	5	
0.4	1.6	15	—	—	15	3	2.0	2.0	2.0	5	5	
0.75	2.4	15	—	—	15	5	2.0	2.0	2.0	7.5	5	
1.5	4	15	—	—	15	5	2.0	2.0	2.0	10	7.5	
2.2	5.5	20	—	—	15	10	2.0	2.0	2.0	15	10	
3.7	8.7	30	—	—	15	10	2.0	2.0	2.0	20	15	
5.5	13	40	30	30	15	2.0	2.0	2.0	25	20		
7.5	17	75	40	30	20	2.0	3.5	2.0	40	25		
11	24	100	60	50	30	3.5	5.5	2.0	50	40		
15	32	125	75	60	30	3.5	5.5	2.0	75	50		
18.5	39	125	100	75	60	3.5	8.6	2.0	75	75		
22	46	125	100	100	60	8.0	14	2.0	100	75		
30	62	125	150	125	60	8.0	14	2.0	125	100		
37	76	150	175	125	100	8.0	14	3.5	150	125		
45	95	200	225	150	100	8.0	14	3.5	200	150		
55	115	225	300	175	150	14	22	5.5	250	200		
75	155	300	350	225	150	14	22	8.0	300	250		
90	180	350	400	300	200	22	38	8.0	300	250		
110	220	450	500	350	250	22	38	8.0	387	300		

項目	特記事項
----	------

接地線の材料は下記による。なお、接地線EIB(14φ)の長さは1,500mm以上とし、10φはW=30 L=900mm以上、14φは、W=40 L=1,200mm以上としても差し支えない。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
・ 共同接地	E _{ALL}	Ω以下	EIB (14φ) × 3連-1組
・ 共同接地	E _{ALL}	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-3組
・ A種	E _A	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-2組
・ B種	E _B	Ω以下	EIB (14φ) × 3連-2組
・ D種	E _D	100Ω以下	EIB (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ C種	E _C	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-2組
・ 高圧避雷器用	E _{LI}	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-3組
・ 低圧避雷器用	E _{LL}	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-2組
・ 構造体接地			
・ 交換機用	E _t	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-3組
・ 通信用	E _m	10Ω以下	EIB (14φ) × 3連-3組
・ 通信用	E _m	100Ω以下	EIB (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ 電話引込口の保安線用	E _{LS}	100Ω以下	EIB (10φ) × 1 (L=1,000mm)
・ 測定用	E _s		EIB (10φ) × 1 (L=1,000mm)

24 天井仕上げ表示

図面において、室名に () を付したものは直天井を指示し、それ以外は二重天井の設置を示す。

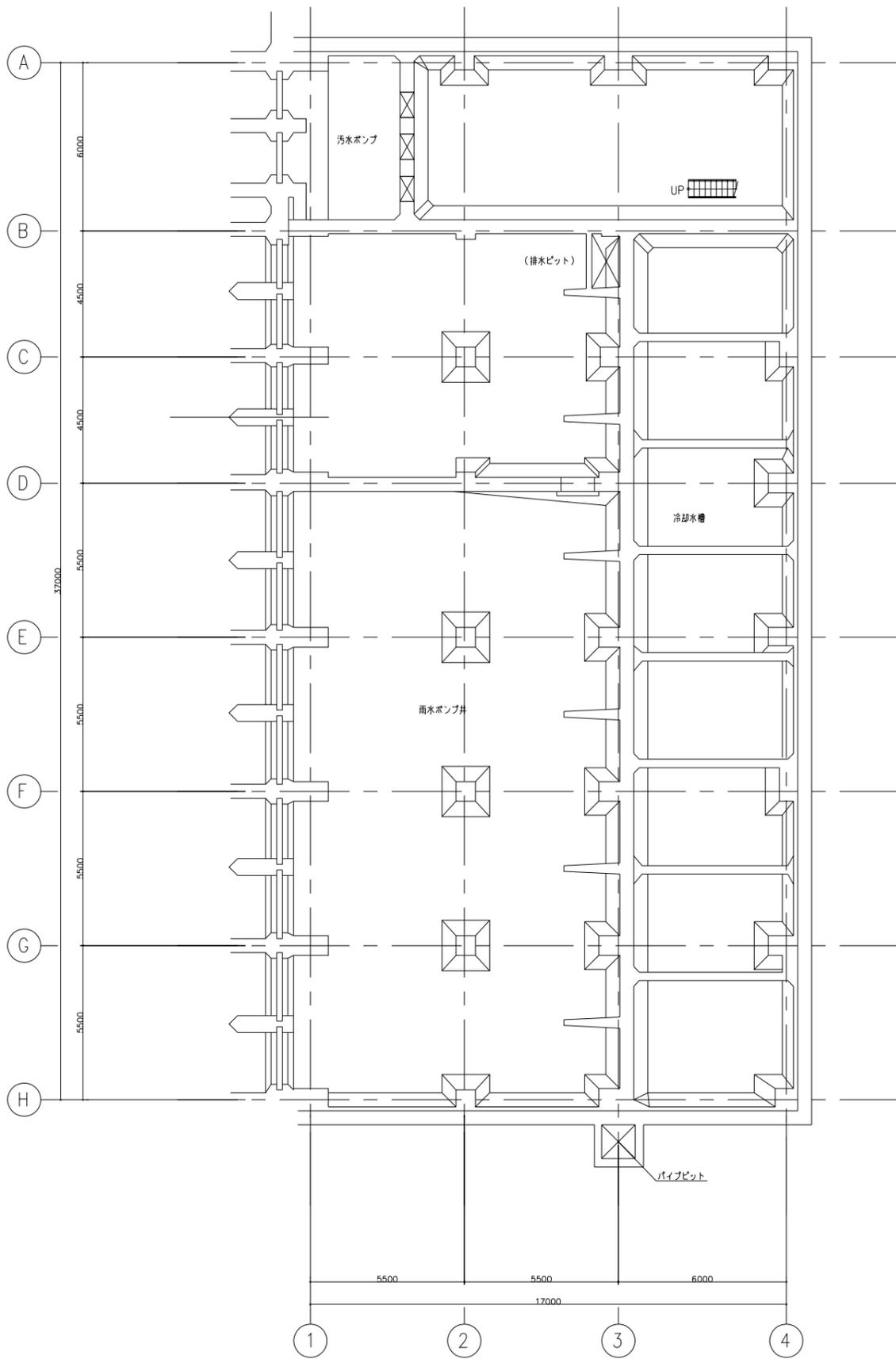
25 取付高さ

壁付、壁掛けの機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

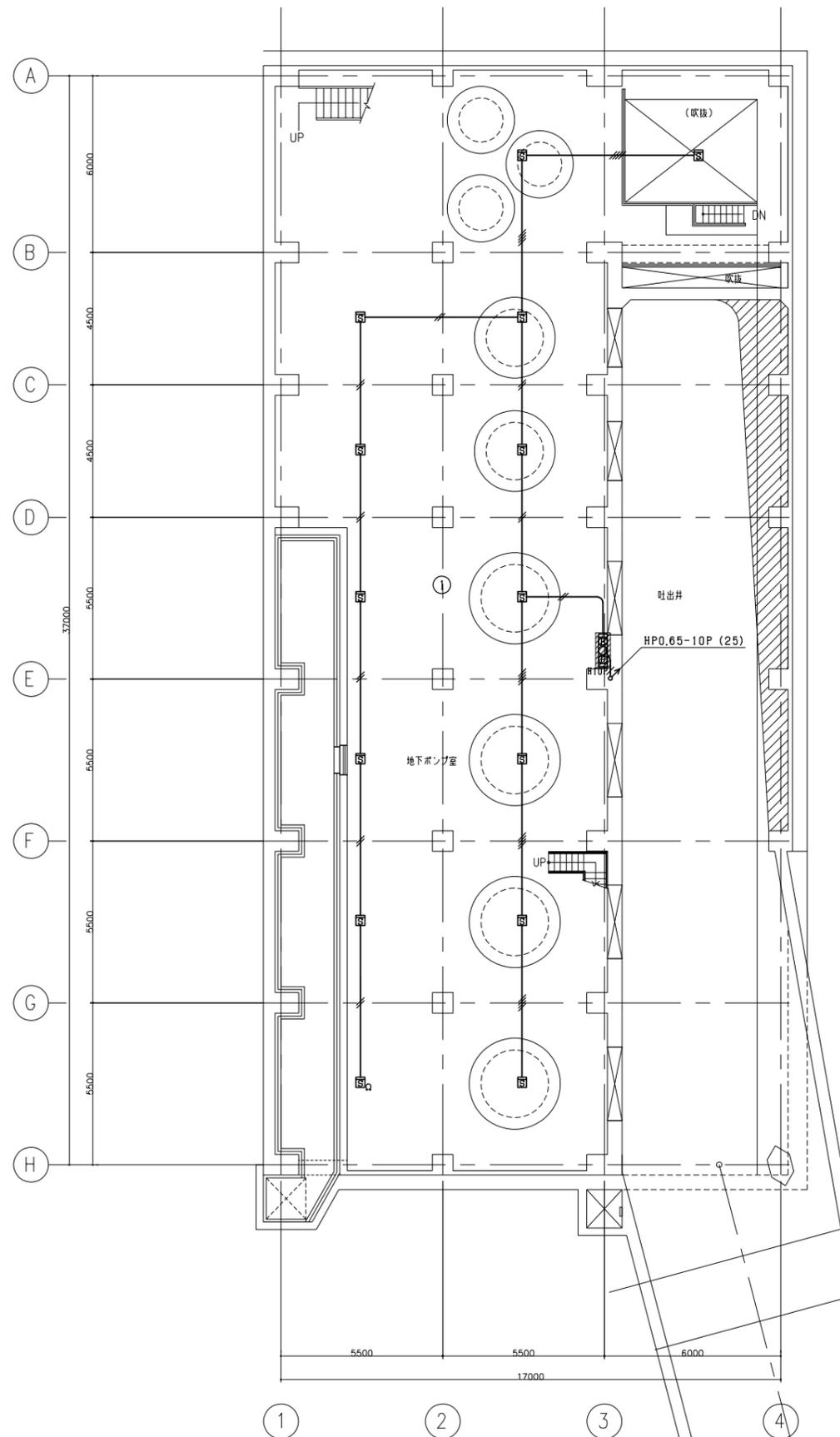
名 称	測 点	取付高さ [mm]
ブラケット (一般)	床面 ~ 中心	2,100
” (壁掛)	”	2,500
” (壁上)	壁上面 ~ 中心	150
スイッチ (一般)	床面 ~ 中心	1,200
” (多機能機用)	”	1,200
コネクタ、電話用ジャック、テレビ端子 (一般)	”	400
” (和室)	”	150
” (倉上)	倉上 ~ 中心	150
コンセント (土間)	床	

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
27 工用電力、水等	・本工事に必要な工用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 ・市支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。	③ 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管 (φ25、…φ75) の表示は全て薄鋼電線管とする。但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじし電線管 E19、E25、…E75) を使用してもよい。	暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときは、業務発注所へ協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。	
28 産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。	④ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。	<現場代理人に関する事項> 工場製作期間中に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。	
29 工事の保険	・建設工事保険 (管理財物担保特約に加入) (保険証券の写しを提出) ・請負業者賠償責任保険(保険証券の写しを提出) 加入期間は工事期間を原則とする。(必要に応じて延長するものとする。)	⑤ 呼び線	呼び外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のおえ、取り付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。	
30 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ・法定外労災補償制度 (加入証明書を提出) 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済 証拠簿入額 請負額(消費税含む)の0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。	40 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のおえ、取り付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。	(基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号、以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報(適正)に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 (苦情の処理) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
31 工事実績情報の登録	工事 請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報 (ORINS) の登録手続きを行うこと。	41 タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、両面に特記なき場合、ネーム付とする。		
32 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。	⑥ 配線器具等	配線器具(スイッチ、コンセント)の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。		
33 監督職員事務所	・設けない ・設ける	⑦ 機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。		
34 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを出す。 ・工事完成図(竣工図(修正済みの設計図)+竣工図) ・完成図 CADデータ PDFデータ (CD-R) ・完成図 (A4版に製本したもの) ・完成図 (機械図面と併せて二つ折り製本したもの、3部) ・保全に関する資料等 ・工事写真(紙、CD-R)	44 合成樹脂管線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、PF管(単層管)の波付管以上を使用する。 位置ボックスは金属製とし、電力用には接地を施す。		
⑯ 養生材の処理	・引渡しを要するもの ○引渡しを要するもの以外 構外排出適切処理とする。 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物 (PCB使用機器 PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処理する。 ・再使用又は再資源化を図るもの	45 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。		
⑰ 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。	46 既設との取扱い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。		
⑱ 随時検査	設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。	47 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。		
		48 地中配線の埋設深さ等	地中配線の特記なき埋設深さは、0.6m以上とする。 高圧、特別高圧以外の地中配管にも埋設標識(シート)の倍)を ・設ける ・設けない		
		⑲ 施工条件	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1. 施工可能日 ・土、日曜日、祝日施工有り ・指定なし ・その他 () 2. 施工可能時間帯 ・指定有り (時～ 時) ・指定なし		
		50 地中配線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、両面に記載のない場合は次による。 ・鉄製(箇所) ・1/2吋1製(箇所)		
		⑳ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。		
		52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。		
		㉑ 施工同等の取扱い	施工同等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。		

事業名	
工事名	常盤ポンプ場改修工事
工事場所	四日市市常盤ポンプ場
名称	建築電気設備 特記仕様書2
縮尺	1:-(A1) 1:-(A3)
工種	設計者 (株) NJS
事業主体	四日市市 図面番号 AE-2



B2階平面図 1/100



B1階平面図 1/100

凡例

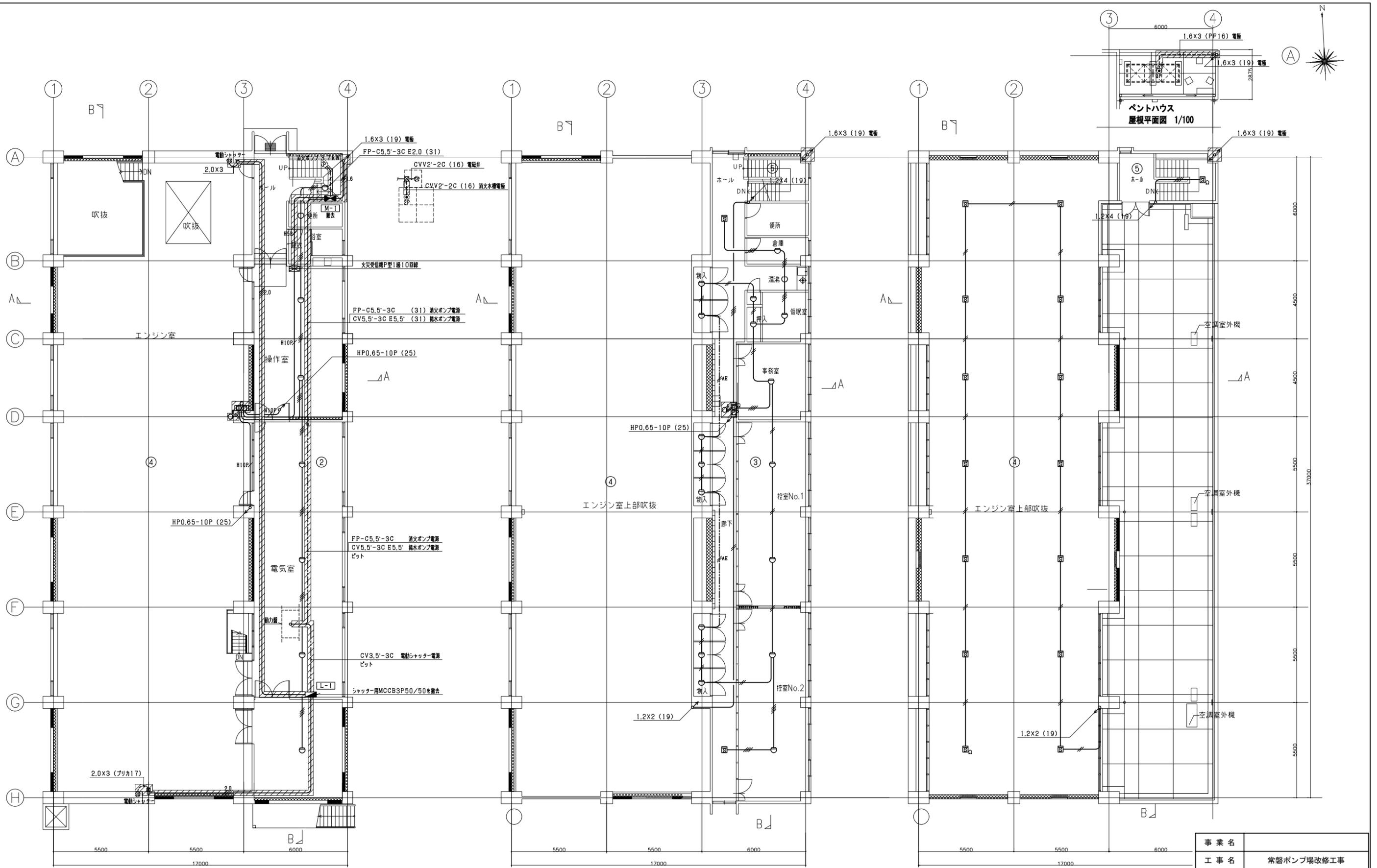
記号	名称
分電盤	分電盤
動力盤	動力盤
消火ポンプ	建築機械設備工事
電機2P・3P	建築機械設備工事
電機井	建築機械設備工事
電動シャッター	建築工事
火災受信機 P型1線10回線	火災受信機 P型1線10回線
警報ベル 露出	警報ベル 露出
表示灯 露出	表示灯 露出
発信機 P型1線	発信機 P型1線
結合盤 屋内消火栓ボックス ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	結合盤 屋内消火栓ボックス ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
差動式スポット型感知器 2種	差動式スポット型感知器 2種
定温式スポット型感知器 1種 防水	定温式スポット型感知器 1種 防水
煙感知器 2種	煙感知器 2種
警戒区域番号	警戒区域番号

既設配管配線は下記とする。

1.2X2	(19)
1.2X4	(19)
1.6	1.6X3 (19)
2.0	2.0X3 (19)
H	HP0.65-2C (19)
HP	HP0.65-5P (25)
H10P	HP0.65-10P (25)
AE	EM-AE1.2-4C

- 工事内容
- 1階の2ヶ所の電動シャッターを水圧開放シャッターに更新することで、屋内消火栓設備の設置条件から外れるので、下記の工事を行う。
1. 現状の電動シャッターの配管配線を撤去して、シャッター電源盤を新設して水圧開放シャッターに電源供給をする。
 2. 消火ポンプと消火水槽を建築機械設備で撤去するので、動力盤(M-1)と1次側・2次側の配管配線を撤去する。使用していない雨水ポンプの配管配線を撤去する。
 3. 屋内消火栓を建築機械設備で撤去するので、屋内消火栓に接続している警報ベル・表示灯・発信機と単線の表示灯を撤去し、既設配線を流用して結合盤を新設する。動作確認、及び消防申請をする。
- 撤去を示す(打込配管、隠蔽配管は、配線のみ撤去とする)
機器等の撤去後の埋込ボックスには、カバープレートを取付すること。

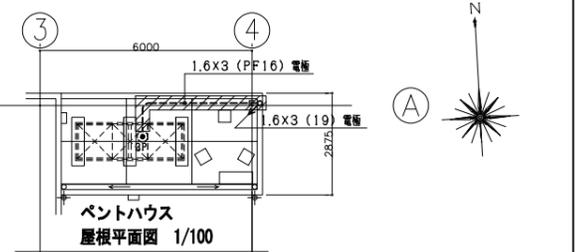
事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	動力設備・火災報知設備 B2階・B1階 撤去平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-4



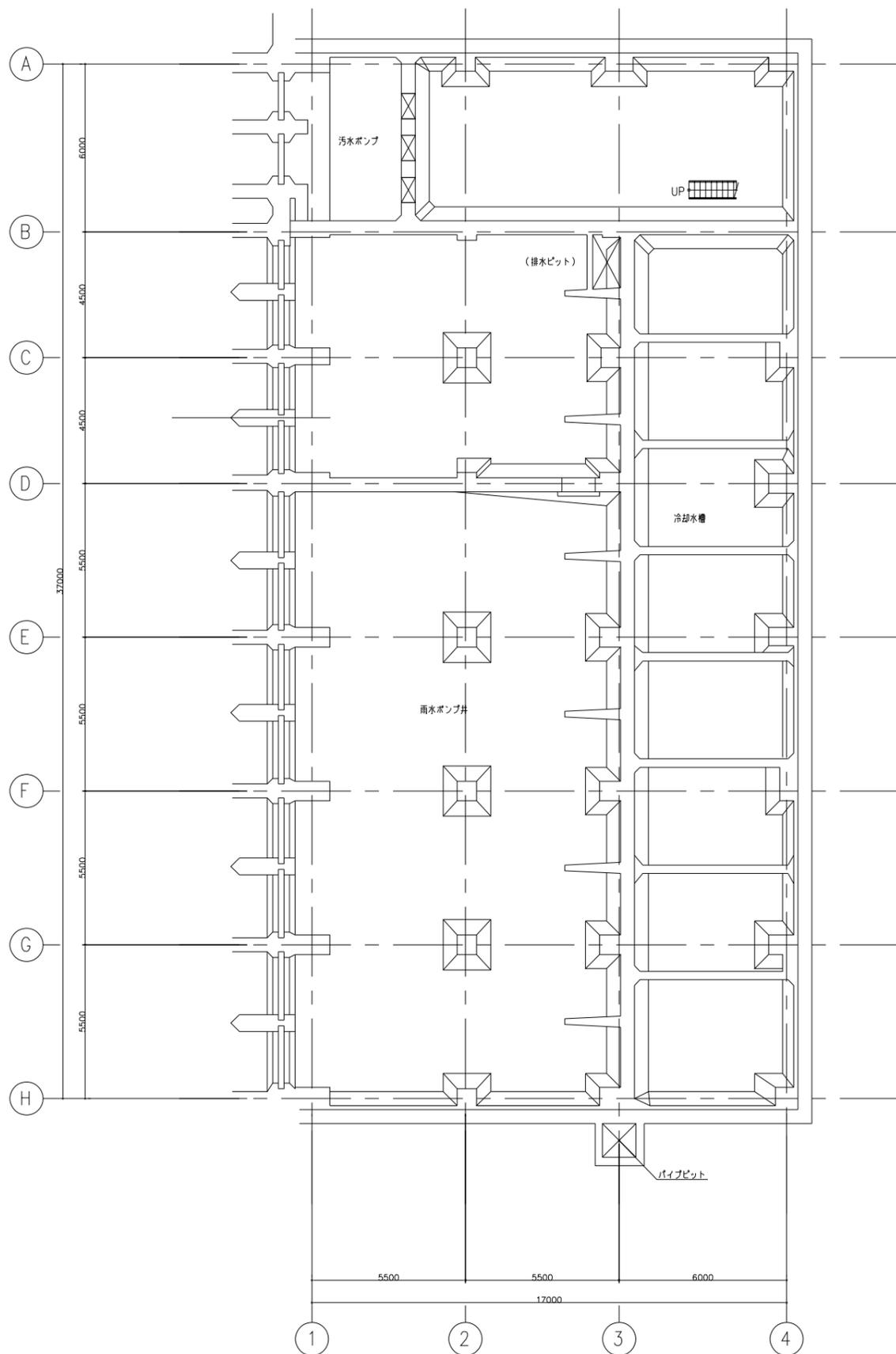
1階平面図 1/100

2階平面図 1/100

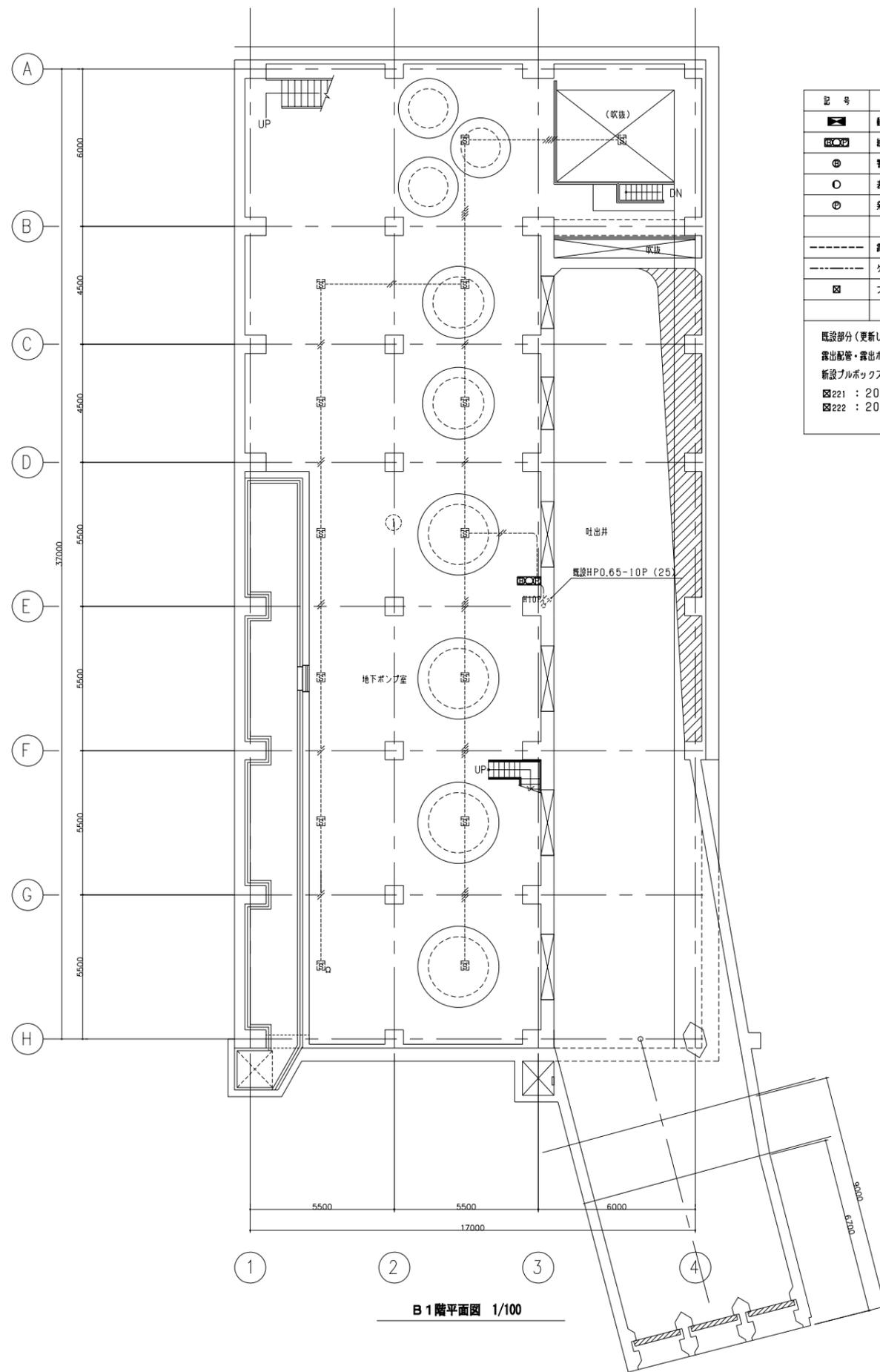
R階平面図 1/100



事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	動力設備・火災報知設備 1階・2階・R階 撤去平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者 (株) NJS		
事業主体	四日市市	図面番号	AE-5



B2階平面図 1/100



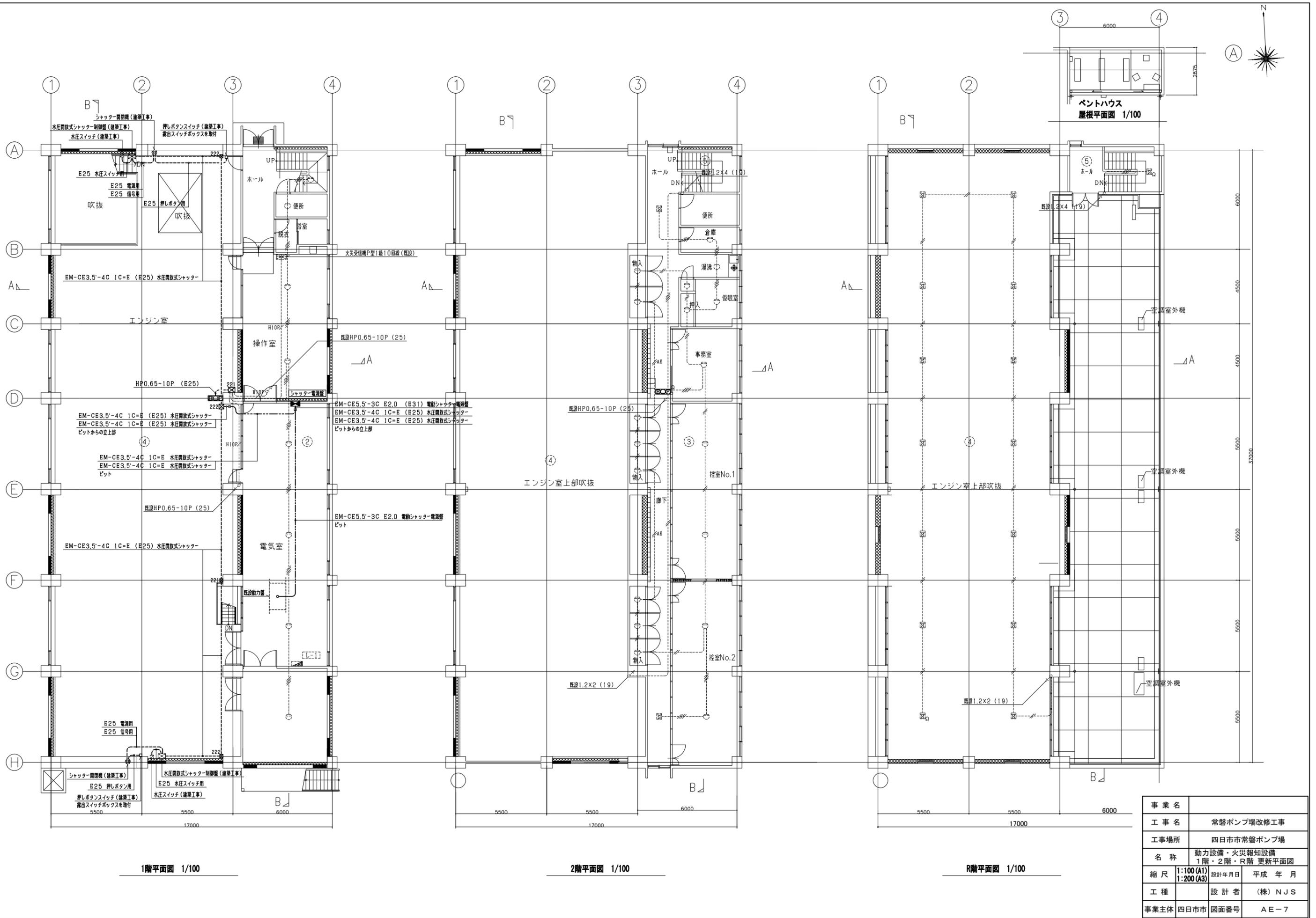
B1階平面図 1/100

凡例

記号	名称
	動力機
	給水管 屋内露出型 ㊦㊧ 継込
	警報ベル
	表示灯
	発信機 P型1機
	露出配管配線
	ケーブル配線
	プルボックス

既設部分(更新しない部分)は、破線で示す。
露出配管・露出ボックスは、塗装すること。
新設プルボックスは下記とする。
㊦221 : 200×200×100 SS 塗装有
㊦222 : 200×200×200 SS 塗装有

事業名			
工事名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	動力設備・火災報知設備 B2階・B1階 更新平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-6



1階平面図 1/100

2階平面図 1/100

R階平面図 1/100

事業名	常盤ポンプ場改修工事		
工事場所	四日市市常盤ポンプ場		
名称	動力設備・火災報知設備 1階・2階・R階 更新平面図		
縮尺	1:100 (A1) 1:200 (A3)	設計年月日	平成 年 月
工種	設計者	(株) NJS	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-7